

令和5年度 第2回子ども・子育て会議 議事録

- 日 時 令和5年11月13日（月）10：30～11：15
- 会 場 沼田市役所4階防災会議室401
- 出席委員 井上委員、上原委員、大岡委員、小尾委員、櫛淵委員、黒岩委員、郷津委員、小寺委員、深澤委員、森田委員、山崎委員、吉田委員、和田委員 13名
- 欠席委員 塩野委員、中澤委員 2名
- 事務局 角田健康福祉部長
(子ども課) 金子課長、阿部課長補佐兼保育係長、綿貫課長補佐兼子育て支援係長、生方副主幹
(健康課) 鶴淵課長
(学校教育課) 林課長
- 配布資料
 - ・当日配布資料 次第、委員名簿、資料1、資料2
 - ・子ども・子育て支援事業計画書・概要版
 - ・子育てガイドブック
 - ・国からのヤングケアラー等のリーフレット3種
 - ・沼田市子ども家庭総合支援拠点作成の「子どもたちのSOS」リーフレット
 - ・ママ・ここっと
 - ・オレンジリボン運動ポケットティッシュ

1 開 会 司会：金子課長

2 委嘱状交付 市長より交付

3 市長あいさつ

子ども・子育て会議は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」の規定により設置をされている。沼田市では、平成25年11月に設置をした。委員の任期は2年であり、今回の任期は令和5年11月1日から令和7年10月31日となる。

子ども・子育て支援法の中で、市町村の取り組むこととして「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが規定されていることから、現在、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期沼田市子ども・子育て支援計画」の期間である。子ども・子育て会議においては、計画の進捗状況を継続的に点検・評価・見直しを行っていくPDCAサイクルをまわしていく役割をお願いしている。沼田市では、令和6年度の第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、今年度はニーズ調査を実施する予定で進めている。

現在、大変少子化が進んでいる。現在、市でも教育長ともよく打ち合わせをしているが、子育て環境、子どもの教育が将来の沼田市をつくるという基本姿勢のもとに来年度に向けて予算編成等も進めている。みなさまからの率直なご指導・ご意見を賜れば幸いである。みなさまの健康にご留意されてのご活躍をご祈念して挨拶とかえさせていただく。

4 委員・事務局自己紹介

5 議事

(1) 会長及び副会長の選出について

・会長、副会長の選出について 進行：角田健康福祉部長

委員 事務局一任。

会長に井上委員が選出

副会長に櫛淵委員が選出

会長・副会長あいさつ

(2) 沼田市子ども・子育て会議について 進行：井上委員

子ども課長 ※資料1により説明

この会議の位置づけは、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」の規定により設置されている。急速に進む少子化、子どもと子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、また核家族化や地域コミュニティの希薄化により、子育てに孤立感や負担感を持つ子育て家庭も増加している等、子どもと子育てを取り巻く課題がさまざまある。国はこの課題に対応するため、保育の量的拡大・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供のため、「子ども・子育て支援の新たな仕組みの創設」をめざし、平成24年8月、子ども・子育て関連3法を成立させた。

これにより、子ども・子育て支援制度と呼ばれる新しい制度がスタートしたが、この制度は社会保障制度と税の一体改革の関連として、消費税の引き上げをしながら社会保障の充実を図っていくもので、消費税が5%から10%に引き上げる際の2.8兆円を社会保障の充実にあて、さらに、その中の0.7兆円を子育て支援の充実にあてるとしている。

この新しい制度に向け、市が取り組むこととして「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられた。この計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援法により、努力義務として子ども・子育て会議を設置す

ることとされた。努力義務とされていたが、今はほとんどの市町村で設置されている。沼田市においても、平成 25 年 11 月から設置をしたところである。

つぎに資料の 2 枚目に沼田市の子ども・子育て会議条例をつけてあるが、その組織については第 2 条。委員の任期については審議の継続性を担保するため 2 年を 1 期としている。11 月 1 日付で委嘱をさせていただいているので、委嘱期間は令和 7 年 10 月 31 日まで 2 年間の任期となる。役員の異動等によって委員が変更となる時は次の方に残任期間をお世話になりたいと思っている。

第 4 条については、先ほど会長と副会長選出の際に見ていただいたとおりである。

第 5 条については、会議は会長が招集する。第 5 条第 2 項、会議は委員の半数以上の出席がないと開くことができない。

第 3 項、会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところにより決定するとしている。

また、会議の公開については、条例に定めてはないが、可能な範囲で公開・公表を行うことが市の方針であり、この会議の発足時に公開についてご了解をいただいた経過があるので、引き続き原則として会議を公開とさせていただき、会議の概要についても公開させていただくこと、また会議の傍聴も可能であることをご了承いただきたい。

会議は今年度は 1 回、改選前に開催し、本日は 2 回目の会議ということになる。

(3) 沼田市子ども・子育て支援事業計画について

子育て支援係長

※資料 2 により説明

この子ども・子育て支援事業計画とは、国が平成 24 年 8 月に制定をした「子ども・子育て支援法」の第 61 条に基づく計画になる。この法律の中で市町村は 5 年を 1 期とする教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などを計画に定めるものとされた。本日、「第 2 期子ども・子育て支援事業計画書」と「概要版」を配付した。

沼田市では、平成 27 年度から令和元年度を第 1 期計画期間として、「子どもが親が地域が元気！みんなで育てる沼田の子」という基本理念をかねてさまざまな子育て支援施策に取り組んできた。現在は、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする「第 2 期」の計画期間となっている。

この計画には、「量の見込みと確保の方策（内容）」を記載することが国で定められている。量の見込みというのは「現在の利用状況」や「今後の利用

希望」を踏まえて算出するニーズ量の見込みのこと。「確保の方策」は、利用定員やニーズ量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保の方策（内容）」として設定しているものになる。

子ども・子育て会議においては、計画の進捗状況を毎年度ご報告させていただくので継続的に点検・評価・見直しを行っていく、PDCAサイクルをまわしていく役割をお願いしたいと考えている。

今年度の予定としては、来年度が計画の策定の年となることから、計画策定前に、ニーズ調査を実施し、委員のみなさまのご意見をお聴きしながら計画を策定していきたい。

会 長 説明の中で何かご質問があればお願いしたい。

委 員 計画書に出生数の予測があるが、令和４年度の出生数はどうなっているのか。

事務局 令和４年度は２０２人である。

６ その他

事務局 井上会長からもヤングケアラーの話があったが、沼田市では子ども課が相談窓口となっている。子ども課では、令和２年度から子どもの総合相談窓口として「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談員を６人配置し支援の必要な家庭の相談を受けている。もし支援の必要な家庭がいたらつないでほしい。

７ 閉 会